

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年7月10日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官

(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

(説明員) (公平審査局)

役田局長、吉田審議官、植田首席審理官、益田次席審理官、酒井審理官

議 題

1－1 行政措置要求事案に関する判定

令和6年第15号及び第34号事案

要求内容：超過勤務手当未払分の支給及び超過勤務時間の適切な管理

1－2 給与審査申立事案に関する決定

令和5年第10号事案

申立内容：認定不可とされた令和5年4月1日付けの異動に係る単身赴任手当を認定すること

議事の概要

- 議題1－1「令和6年第15号及び第34号事案」については、担当局から、超過勤務手当未払分に対しては、所要の給与上の措置を講ずるべきであり、あわせて超過勤務時間の更なる徹底を求めることとして、申請者の要求を容認することが適当であるとの説明があった。

同事案については、要求を容認すると、三人事官一致で議決された。

- 議題1－2「令和5年第10号事案」については、担当局から、申立人の本件異動と配偶者との別居との間には因果関係が認められないとして当局が単身赴任手当を不支給としたことは、違法又は不当とは認められず、本件給与決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。